

奈良県水道局職員就業規程 (昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第五号)  $\mathcal{O}$ 

部を次のように改正する。

令和元年十二月二十五日

奈良県知事 荒 井 正 吾

第 条中 「臨時 又は」 を削 り、 除 の 下 に 「次条第一号及び」を加える。

条の二中第二号を第三号とし、 第一号を第二号とし、 同号の前に次 の一号を 加え

る。

T 二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しく された職員で同法第二十八条の五第一 以下 常勤職員 地方公務員法 「短時 間 非常勤の職を占める職員であつて、 勤務職員」 (昭和二十五年法律第二百六十一号) という。 項に規定する短時間勤務 次に掲げる者以外 第二十八条の 、は第二項  $\mathcal{O}$ の規定により採用 職 を占め  $\mathcal{O}$ 四第一項、 ŧ  $\mathcal{O}$ るも を 1 う。  $\mathcal{O}$ 

1 業法」という。 以下 (平成十四年十二月奈良県条例第二十四号) 地方 公務員の 「任期付短時間勤務職員」 育児休業等に関する法律 第十八条第一項又は一 とい う。 般職 (平成三年法律第百十号。 第四条の規定により  $\mathcal{O}$ 任期付職員  $\mathcal{O}$ 採用等に関 採用された職員 以下 する条例 育 阋 休

二月奈良県条例第二十四号) 児休業法第十八条第一項又は の五第一項に 下 は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定によ (昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八 第五条第二項 「育児休業法」 員 「短時 とい 間勤務職員」に、 規定する短時間勤務の職を占めるもの . う。 中 という。 「地方公務員の育児休業等に関する法律 を )」を「育児休業法」に改め、 「任期付短 一般職の 第四条の 「越えない」を「超えない」 規定に 時 任期付職員 間勤務職員」 ょ り採用 の採用等に関する条例 り採用された職員で (以下 に改め された職員 同条第三項中 「短時間勤務職員」とい 伞 に改 成三年法 め 以下 同 律第百 同法第二十 条第四項中 条の五第一項又 「地方公務員法 (平成 任期 十四 付短時間 十号。 · う。 八条 育 以

第十一条の次に次の一条を加える。

(年次有給休暇の時季指定)

第十一条の二 係るも 次有給休暇を付与した日から一年以内の期間に、 規定により一 より取得させなければならない 取得した日数を控除  $\mathcal{O}$ に 限る。 暦年に 管理者は、  $\mathcal{O}$ つい 日数のうち て十日以上の 前条第一項又は第二項の規定による年次有給休暇 した日数) 五日 に 日数 9 (職員が自ら年次有給休暇を取得 1 ては、 の年次有給休暇をとることのできる職員に 職員ごとにその時季を定めることに 職員の意見を聴取 した上で、 した場合は、 これ 当該年 らの

2 休暇については、 項の規定による承認を受けている職員に対し 第十二条の三第一項、 前項の規定にかかわらず、 第十七条第一 項、 第十八条の二第一 管理者が別に定めることとする。 て時季を定めて取得させるべき年次有給 項又は第十八条の 五第一

第三十四条の二中「臨時又は」を削除する。

ぞれ」 刻から連続し、 別表第二第十号中 に改める。 又は終業の 「母体の」を 時刻まで連続 「母体」に、 した時間であつて」 「始め又は終りに に、 おいて」を「始業の時 「おの おの」 を「それ

## 附則

改正規定及び別表第二の改正規定は、  $\mathcal{O}$ 規程は、 令和二年四月 \_ 日 から施行する。 公布  $\mathcal{O}$ 日から施行する。 ただ 条の 次に 条を加える